

田辺市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、市の所掌する請負工事の成績評定(以下「評定」という。)について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成並びに工事の品質向上を図ることを目的とする。

(評定の対象工事)

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負金額が250万円を超える請負工事について行うものとする。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者(以下「評定者」という。)は、田辺市工事検査規程(平成17年田辺市規程第25号。以下「検査規程」という。)第2条の検査員、当該工事の所管課等の長又は課等の長が指定する職員(以下「所管課長」という。)及び当該工事を担当する職員(以下「監督員」という。)とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事及び評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 検査員は、検査規程第8条のしゅん功検査の完了後、その検査において確認した事項に基づき評定を行うものとする。

3 所管課長及び監督員は、工事完成後に監督した事項に基づき評定を行うものとする。

4 当該工事の請負者(以下「請負者」という。)は、当該工事における「高度技術」、「創意工夫」、「県産品及び県認定リサイクル製品」及び「社会性等」についての実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮するものとする。

(評定様式)

第5条 評定は、別紙1「工事成績評定表」(以下「評定表」という。)によって行うものとする。

2 評定表の採点は、別紙2「工事成績採点表」、別紙3「細目別評定採点表」及び別表「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」によって行うものとする。

(判定の基準)

第6条 成績評定に係る施工結果の判定基準は、次のとおりとする。

施工結果の判定基準

評定点	判定基準	
80点以上	優秀	他の模範となる優秀な工事
70点以上～80点未満	良好	標準的工事のなかで優秀なもの
60点以上～70点未満	普通	標準的工事
50点以上～60点未満	やや不良	今後改善すべき事項がある工事
50点未満	不良	今後の指名等に影響を及ぼすおそれのある工事

(入札参加資格停止又は入札参加資格保留)

第7条 市長は、前条の規定により施工結果が「不良」と判定された請負者に対しては、次に掲げる入札参加資格停止・入札参加資格保留基準に基づき、田辺市建設工事入札に関する規程(平成17年田辺市規程第26号)第5条の工事入札資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という)の審査を経て、入札参加資格停止又は入札参加資格保留を行うことができる。

入札参加資格停止・入札参加資格保留基準

評定点	期間	種別
40点以上～50点未満	1か月	入札参加資格保留
30点以上～40点未満	2か月	
30点未満	3か月	入札参加資格停止

(評定結果の報告)

第8条 評定者は、完成検査の評定を行ったときは、遅滞なく市長に報告するものとする。

(評定結果の通知)

第9条 市長は、評定者から完成検査の評定の結果の提出があったときは、遅滞なく請負者に対して、別紙4「工事成績評定結果通知書」により通知するものとする。

(評定の修正)

第10条 市長は、前条の通知後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、資格審査委員会に諮り修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を請負者に通知するものとする。

(説明請求)

第11条 第9条及び前条第2項の通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して14日(田辺市の休日を定める条例(平成17年田辺市条例第3号)第1条第1項の市の休日を含む。)以内に、書面により所管部長に当該評定について説明を求めることができる。

2 市長は、請負者から前項の説明を求められた場合には、速やかに回答するものとする。

(評定結果の活用)

第12条 市長は、建設工事等入札参加資格者の工種別ランク付けを行おうとする場合、評定結果に基づく配点をランク付けに係る主観点に加えることができる。この場合において、主観点に加える配点については、次に掲げる配点基準に基づき、当該業者の建設工事等入札参加資格者登録年度の前年度及び前々年度(過去2か年度)の本市工事の工種ごとの評定点の平均点(1点未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた点数。)により算出するものとする。

配点基準

評定点の平均点	配点
90点以上	30点
85点以上～90点未満	25点
80点以上～85点未満	20点
75点以上～80点未満	15点
70点以上～75点未満	10点
65点以上～70点未満	5点
60点以上～65点未満	0点
55点以上～60点未満	-5点
50点以上～55点未満	-10点
50点未満	-15点

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。